

1. いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等との一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

＜留意点＞

- ① いじめの認定に当たっては加害者とされた生徒の言い分にも配慮する等、慎重に判断を行うものとする。
- ② 多くの生徒が被害生徒としてだけではなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事案を踏まえ、対応する。
- ③ 軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるが、そうした事案であっても「いじめ」に該当するため、学校いじめ対策組織で情報共有して対応する。
- ④ 例えば、「発達障害を含む障害のある生徒」、「海外から帰国した生徒や外国人の生徒等」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係わる生徒」等、特に配慮が必要な生徒について、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行う。
- ⑤ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑥ ささいに見える行為でも表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成への重大な影響のみならず、生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、教頭・生徒指導主事・養護教諭・各学年担任をもって「いじめ防止対策委員会」（生徒指導委員会）を組織する。この委員会を中心に、生徒・職員・保護者が一丸となり、すべての生徒が安心して生活し、ともに学び合う環境づくりを目指す。また、けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていくことができる力を育む。

(3) 基本方針

① いじめの未然防止

日常の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、意図的な他者との

関わりから、生徒のコミュニケーション能力の育成に取り組み、「居場所づくり」「絆づくり」をキーワードに、望ましい人間関係を形成することで、いじめの未然防止に努める。

② いじめの早期発見

どの生徒・学校にもいつでもいじめは起こりうるということを十分に認識し、生徒の発する危険信号を見逃さないよう常に職員全員で意識を高め合うとともに、計画的なアンケート調査や教育相談等を実施し、いじめの早期発見に努める。

③ いじめに対する措置

「いじめは犯罪である」という認識に立ち、上記組織を中心として、全職員で「被害生徒の保護」を最重要課題とした対策を行う。さらに、加害生徒への指導と支援や保護者との協力から再発の防止に向けた措置を執る。

④ いじめを許さない学校づくり

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図るとともに、生徒による主体的な「いじめを許さない学校づくり」活動に対する支援を行う。

いじめを許さない学校づくりと生徒の育成に向け、資料の収集と管理及び研修を推進し、職員の意識と指導力の向上に努める。

⑤ 家庭・地域社会との連携

日常から指導方針を広く家庭に伝え、家庭との信頼関係と協力体制を築き、家庭との協力による未然防止・早期発見・早期対応に努める。さらに、発生した問題には、保護者の心情に共感的な理解に努め、学校としての取組について理解と協力を得ながら一体となって対応する。

関係機関との連携では、情報交換に終始することなく、意思の疎通を図り、それぞれの役割を果たしながら取り組んでいく。

⑥ いじめ防止対策に関する評価

より適切な対応を目指し、学校基本方針と対策・対応の適正な評価を行うことで、指導・支援体制に修正を加える。

2. いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめ防止等の対策のための組織の設置

① いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」(生徒指導委員会)を設置する。

(ア) 教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任を構成員とする。

(イ) 活動内容は以下のものとする。

　a アンケート調査並びに教育相談に関すること。

　b いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

　c いじめ事案に対する対応に関すること。

(ウ) 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

(2) いじめの未然防止

① 道徳教育・体験活動等の充実

(ア) 道徳教育

　a 学級に「居場所」、集団に「絆」をつくる道徳教育の指導を計画的に実践

する。

- b 「愛の授業」を実施し、思春期の生徒に潤いのある豊かな心を醸成する。
講師は、青少年連絡協議会に依頼し、地域人材を活用する。
- c 道徳授業を全学年で公開し、道徳性を高める指導の充実に努める。
- d いじめ問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動することを目的とした授業の実施
- e それぞれの違いに目を向け、その違いを認め会える人間関係を考え、学級・友人関係を作り上げていくことを目的とした授業の実施
- f 人と関わることの喜びを実感することから、集団の一員としての自覚や態度と資質や能力を育むことを目的とした授業の実施

(イ) 体験活動等の充実

- a 社会体験や生活体験を計画的に実践することにより、人と関わることの喜びを体感させるとともに、社会性の育成・集団の一員としての自覚や態度を養う。
- b 最も身近な社会人である保護者との協力を目的とした体験活動を通して、感謝の気持ちや思いやりの気持ちを持たせる。(5月：「体育大会」、9月：「学校祭」、各学年毎：「学年親子レク」、7月・2月：「ボランティア活動」)
- c 地域に関わる学習内容を設定した体験活動を通して、地域の方々とふれあう機会を設ける。(7月：「クリーン作戦」、7月・1月：「幼児センター交流」、2月：「除雪ボランティア活動」)

(ウ) 情報教育

- a インターネットの利用方法や危険性について学習する場を設定し、インターネットいじめの防止を図る。
- b 情報教育教室の実施(年1回)
- c 資料の配付と指導(随時)

② 生徒が自主的に行うものに対する支援

(ア) 生徒会

- a より良い学校の創造を目指す生徒自らの自治的活動により、多くの個性を交流し合い、達成感や一体感を味わうとともに、愛別中の一員としての自覚を育成する。
- b 主体的に参加・活躍できる学校づくりを目標とした各行事の設定と支援。
- c 生徒会の活動内容
 - (a) 集会活動の計画と運営
 - (b) 各常任委員会活動の支援
 - (c) ボランティア活動・あいさつ運動等の活動
- d 生徒会主管行事
 - (a) 1学期：4月：新入生歓迎会・前期生徒総会、5月：体育大会
 - (b) 2学期：9月：学校祭・役員選挙、10月：後期生徒総会
 - (c) 3学期：3月：卒業式別れの集い・前期本部役員選挙

(イ) 常任委員会

- a 異学年間の自治的活動を主とし、生徒会本部と連携をとりつつ自主的に各分野の活動を行うことにより、達成感や一体感を味わい愛別中の一員としての自覚を育成する。
- b 主体的・自治的に参加・活躍できる学校づくりを目標とした各活動の実施。

c 各常任委員会の活動内容

- (a) 生活常任委員会：校内・校外生活に関すること
- (b) 保育常任委員会：保育・保健・衛生に関すること
- (c) 図書常任委員会：学校図書や図書教育に関すること
- (d) 整美常任委員会：美化・掲示物に関すること
- (e) 放送常任委員会：校内放送・報道に関すること

③ 保護者・教職員への啓発

- (ア) いじめ防止に関する資料等の収集及び、保護者・職員への紹介。
- (イ) 講演・講習会に関する資料の収集及び、保護者・職員への紹介。
- (ウ) いじめ相談室等の各種機関との協力と連携及び、保護者・職員への紹介。

(3) いじめの早期発見のための措置

- ① いじめの早期発見を目的とした調査を次の通りに実施する。
- ② 教育相談～下記の相談体制をとり、いじめの早期発見を目指す。
 - (ア) 定期教育相談：1学期5月・6月、2学期11月の年2回実施。
 - (イ) チャンス相談：随時生徒の状況を見て声かけ相談をする。
 - (ウ) 臨時教育相談：学期末・学期当初、生徒の状況に合わせて教育相談をする。
 - (エ) 緊急教育相談：生徒・保護者・地域等よりの要請があった場合、教育相談を実施する。

③ その他

- (ア) 定期的アンケート調査：定期教育相談の前や毎月生活反省を通して実施。
- (イ) 保健室の利用状況による観察と相談によって早期発見を目指す。
- (ウ) スクールカウンセラーの相談室利用状況記録によって早期発見を目指す。
- (エ) 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡視等において、生徒が生활する場の異常の有無を確認することによって早期発見を目指す。

(4) 職員の資質の向上

- ① 生徒との信頼関係を築く職員・「いじめ」の可能性に気づく職員を目指し、各種講演・研修会の資料の利用及び参加を進める。
- ② 生徒が主体的に参加、活躍できる教科指導を実践する職員を目指す。
 - (ア) 授業中の学習規律作りとその実践に努める。
 - (イ) すべての生徒が参加・活躍できる授業の工夫。
 - (ウ) 定期的な研究公開授業の実践による、職員相互の研修交流。
 - (エ) 小・中連携による「生徒指導事例研修会」の実施。（町生徒指導連絡協議会）

(5) いじめに対する措置

① 情報を集める

- (ア) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。（暴力を伴ういじめの場合は、複数の職員が直ちに現場に駆けつける。）
- (イ) 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (ウ) 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- (エ) 他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- (オ) いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

(力) 職員・生徒・保護者・地域住民・その他からいじめの情報を集める。

(キ) 得られた情報は確実に記録に残す。

(ク) 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む

(ア) 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)

a いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応

b その保護者への対応

c 教育委員会や関係機関等との必要性の有無 等

(イ) ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要

(ウ) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(エ) 現状を常に把握し、隨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③ 生徒への指導・支援を行う

(ア) いじめられた生徒に対する措置

a いじめられた本人や知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。

b 信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

c 「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

(イ) いじめた生徒に対する措置

a いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

b 必要に応じて、別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

c 指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。

d いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

e 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

(ウ) 学級指導・全体指導

a 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度をいき渡らせるようにする。

b いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

c はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(エ) 組織

a 状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。

b いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れる必要な支援を行う。

c 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引継ぎを行う。

④ 保護者との連携

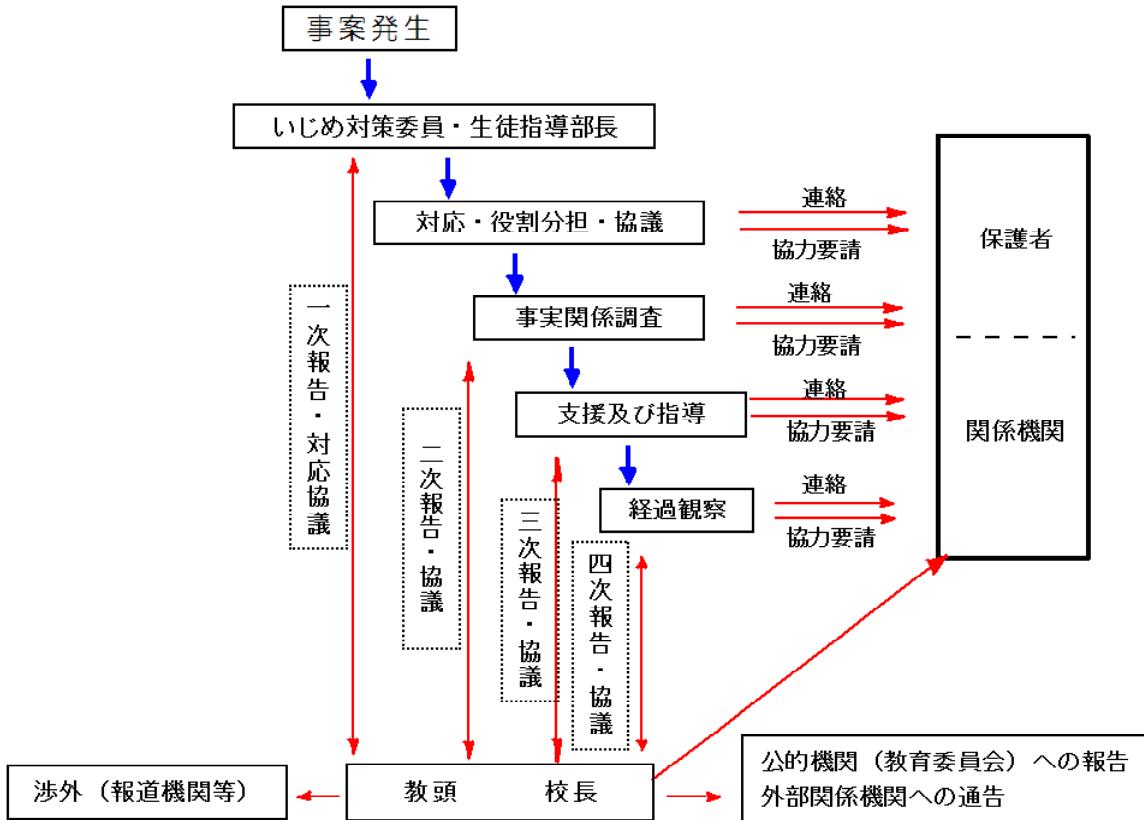
(ア) 家庭訪問（加害・被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

(イ) いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。

(ウ) 事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

⑤ 組織対応図

(ア) 事案発生の場合、次の経路をもって組織的に確認・対応協議・措置を講ずる。



⑥ いじめの解消

いじめの「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、被害生徒と加害生徒の関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

(ア) いじめに係わる行為が止んでいること

- 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
- 期間は少なくとも3か月を目安。
- さらに長期の期間が必要であると判断される場合は、より長期の期間を設定する。

- (イ) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
- ・ 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
 - ・ 被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。
 - ・ 学校は、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責務を有する。

⑦ 学校と家庭（保護者）の責務

- (ア) 学校の責務
- ・ 学校は、加害生徒にいじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。
- (イ) 教職員の責務
- ・ 教職員は、いじめを発見した場合等は、学校いじめ対策組織に情報を報告し、組織的な対応に繋げる。
 - ・ 教職員は、学校いじめ対策組織で情報を共有を行った後は、組織的な対応の下、被害生徒を徹底して守り通す。
 - ・ 教職員は、不適切な言動等によりいじめを助長することのないよう十分留意する。
- (ウ) 保護者の責務
- ・ 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。

(6) 教育委員会・関係機関・地域社会との連携

- ① 教育委員会との連携
- (ア) いじめの問題の解決に向けて、委員会との連携を密にし、情報交換・行動連携に努める。
- (イ) 常に連携を密にし、いじめ防止に関する資料等の情報交換を行う。
- (ウ) いじめの可能性がある情報・状況があった場合、速やかに報告・連絡・相談を行う。
- (エ) いじめの問題が発覚した際には、綿密な情報共有と行動の連携に努める。
- ② 関係機関との連携
- (ア) いじめの問題の解決に向けて、関係機関との連携に努める。
- ③ 地域社会との連携
- (ア) 地域をあげて生徒を守り育てるために、地域社会との連携を深め、社会全体で生徒の健全育成に努める。
- (イ) 地域行事に積極的に参加するなどし、生徒・学校との関わりを深める。
- (ウ) 学校行事への紹介・招待等を進め、生徒・学校との連携を深める。
- (エ) 教育活動における地域人材の活用等により、生徒・学校に関わる場面を設定する。

(7) いじめ防止対策に関する評価

- ① いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- (ア) 未然防止・再発防止するための取組に関すること
- (イ) 早期発見に関する取組に関すること

3. 重大事態への対処

- (1) 次に掲げる場合には、重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止するために、速やかに質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ① 生徒が自殺を企画した場合
 - ② 身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤ 年間30日に達する欠席が続くと考えられる場合
 - ⑥ 生徒や保護者からいじめられ「重大事態」に至ったと申し立てがあった場合
- (2) 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- (3) 調査を行ったときは、教育委員会に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- (4) 調査結果を踏まえ、教育委員会や関係機関との連携と支援を受け、必要な措置を行う。